



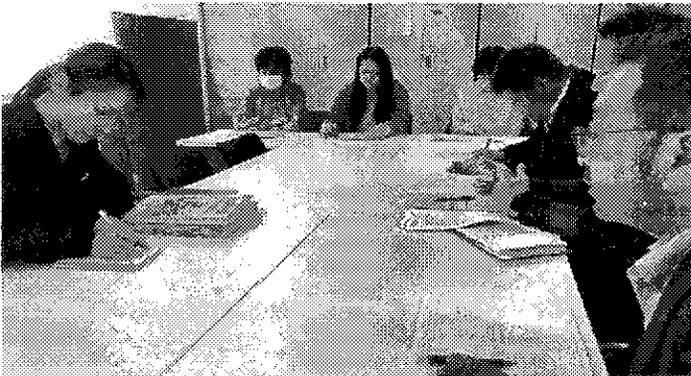
秋厚労ニュース

NO1904号
2019年5月20日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

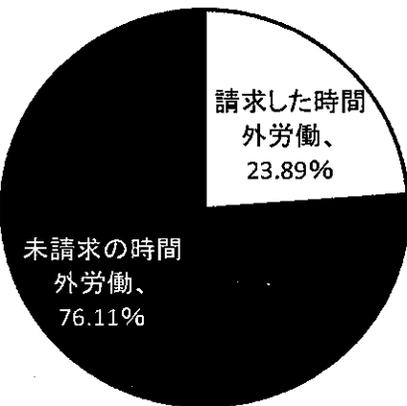
8割がただ働き

看護の労働時間 チェックカレンダー

秋厚労看護改善委員会は、忙しさや人手不足を数値で表すため、2019年1月に「労働時間チェックカレンダー」を実施。看護職員全員が定時で帰るには283人不足、時間外労働の約8割が手当未請求との結果から、人手不足の深刻さが浮かび上がりました。



調査結果を基に、労働基準監督署と懇談



4月16日、看護改善委員会は、秋田労働基準監督署と懇談。監督署の担当者は「働いた分は手当を請求すべき」「自己申告制では、実態と異なる申告の可能性も。客観的実態把握のためICカード等の導入が良い、と企業に伝えていた」と話しました。

秋田県厚生連でもICカード導入等を検討していますが、導入のみに終わらせず、より正確に時間外手当を請求できる環境をつくること为目标されています。

秋田労基署「ICカードが良い」

根本的な長時間労働の改善には、大幅増員が必要で、働いた分の時間外手当を請求することは、経営者に人手不足を伝える手段の一つ。その一環で、3月に「時間外手当100%請求期間」を実施しました。

調査には847人が参加しました。未請求時間外労働の割合（ただ働き率）は、前回（2018年1月）の74.51%に対して1.6ポイント増。時間外労働をした人1人あたりの1日平均時間は、始業前が19.53分、休憩時間が15.04分、終業後が28.85分でした。労働基準法上、始業前や休憩時間中に仕事をしたら、時間外手当を請求できます。しかし実際は

北秋田市民病院では、ただ働き率が前回より21ポイント減少。「昨年の調査結果を受け、管理者が声をかけをし、一部請求しやすくなった」との声も。「定時で仕事が終わり、心豊かな生活」を目指す

北秋田 ただ働き率21ポイント減
時間を家族との団らんや趣味、十分な休息にあてることで、翌日も良い仕事ができます。3月の団体交渉では、結果を経営者へ配布し、改善を求めました。

昨年より1.6ポイント増加

スタッフ数が少ない深夜帯では、請求しにくい実態もあります。2019年4月から残業の上限になる月45時間や、「看護師の過労死ライン」である月60時間以上の長時間労働もありました。厚生労働省は「労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まる」としています。

定時で帰るために必要な人数の計算方法

$$\begin{aligned}
 & 13,774 \text{時間(残業)} \times \frac{2,348 \text{人(2018年12月の医療職Ⅲ正職員数)}}{847 \text{人(調査人数)}} \\
 = & 38,183 \text{時間(看護師の1月の残業時間の推計)} \\
 & \frac{38,183 \text{時間}}{7.5 \text{時間(1日の所定労働時間)} \times 18 \text{日(1月の稼働日数)}} \\
 = & 282.8 \text{人(定時で帰るために必要な看護師数)}
 \end{aligned}$$

時間外労働をした人の内訳

残業時間	0~20h未満	20~40h未満	40~50h未満	50~60h未満	60h以上	計
人数	586	246	12	1	2	847